

川崎市児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等に関する要綱

(平成29年4月1日29川こ児第134号こども未来局長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第13条第3項第7号、同条第6項、同条第9項及び第25条の2第8項並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条第12号及び第13号の規定に基づき義務付けられた研修(以下「義務研修」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(義務研修の種別)

第2条 義務研修の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第13条第3項第7号に規定する社会福祉主事から児童福祉司に任用される者が受講する研修(以下「任用前研修」という。)
- (2) 法第13条第5項に規定する指導教育担当児童福祉司が受講する研修(以下「児童福祉司スーパーバイザー研修」という。)
- (3) 法第13条第9項に規定する児童福祉司が受講する研修(以下「任用後研修」という。)
- (4) 法第25条の2第8項に規定する要保護児童対策調整機関に配置された担当者が受講する研修(以下「調整担当者研修」という。)

(義務研修受講対象者)

第3条 義務研修の対象となる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 任用前研修 児童相談所に配置された者で児童福祉司として任用予定の者

(2) 児童福祉司スーパーバイザー研修 児童福祉司として3年以上勤務した者であつて、指導教育担当児童福祉司として職務を行う者及び児童相談所長が指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待されると認められた者

(3) 任用後研修 児童相談所に配置された者で児童福祉司として任用された者

(4) 調整担当者研修 各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課地域サポート係及び各地区健康福祉ステーション地区支援担当に配置された専門職

(5) その他 所属長が必要と認められた者

（実施主体）

第4条 義務研修の実施主体は、川崎市とする。ただし、市長は、研修を適切に実施できると認められる団体等に義務研修に係る事業の一部を委託することができる。

（実施内容）

第5条 市長は、義務研修における内容や必要な時間数について、厚生労働省子ども家庭局長通知（令和4年4月13日付け子発0413第5号）に基づき、研修を実施するものとする。

（研修修了評価）

第6条 義務研修を受講した者は、別途指定する報告書を作成し、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長に提出しなければならない。

2 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長は、前項の報告書に基づき研修修了の評価を行うものとする。

（修了証の交付）

第7条 市長は、前条第2項の評価に基づき、義務研修を修了したと認められる者に、第2条各号に規定する義務研修の種別に応じ、それぞれ第1号様式から第4号様式までに定める修了証を交付するものとする。

(修了者の記録)

第8条 児童家庭支援・虐待対策室長は、義務研修を修了し、修了証を交付された者(以下「修了者」という。)の氏名、性別、研修の受講開始年月日、修了年月日等を記載した名簿を作成し、記録を保存するものとする。

(修了証の再交付)

第9条 修了者が、修了証を破損し、汚損し、若しくは亡失したとき、又はその記載事項に変更があったとき、修了証の再交付を受けようとする場合には、再交付申請書(第5号様式)により、市長に申請しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施等に関し必要な事項については、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(児童福祉司スーパーバイザー研修に係る経過措置)

- 2 第3条第1項第2号に規定する児童福祉司スーパーバイザーの研修は、令和7年3月31日までに限り、児童福祉司としての職務経験年数にかかわらず、児童相談所長が指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待されると認められたものを受講対象とすることができる。

第 1 号様式

児童福祉司任用前研修 修了証

所 属
氏 名

年 月 日生

児童福祉法第13条第3項第7号に規定する講習会を修了したことを証明する。

年 月 日

川崎市長

児童福祉司スーパーバイザー研修 修了証

所 属
氏 名

年 月 日生

児童福祉法第13条第6項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

川崎市長

児童福祉司任用後研修 修了証

所 属
氏 名

年 月 日生

児童福祉法第13条第9項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

川崎市長

要保護児童対策調整機関の 調整担当者研修 修了証

所 属
氏 名

年 月 日生

児童福祉法第25条の2第8項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

川崎市長

再交付申請書

年 月 日

川崎市長 様

川崎市児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等に関する要綱第9条に基づき、修了証の再交付を申請します。

所 属

氏 名

(年 月 日生)

1 研修等の名称 (該当する研修等に✓をし受講年度を記載)

- 児童福祉司任用前研修 (年度受講)
- 児童福祉司任用後研修 (年度受講)
- 児童福祉司スーパーバイザー研修 (年度受講)
- 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修 (年度受講)

2 再交付の理由 (該当するものに✓をし理由を記載)

- 氏名の変更

変更後の氏名 _____

- 紛失

理由: _____

- 汚損・棄損

理由: _____

- その他

理由: _____